

# 11月は児童虐待防止月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

## 子どもや保護者のこんなサイン見落としていませんか？

### 子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいつも汚れている ■ 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ■ 夜遅くまで一人で家の外にいる

### 保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

虐待を受けたと思われる子どもがいたら／子育てに悩む親がいたら／出産や子育てに悩んだら

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

※一部の IP 電話からはつながりません。  
通話料がかかります。

いち はや く

**189**

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所につながります。

問い合わせ先：室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152  
町子育て支援課 ☎85-2021

空き家の所有者は、適切な管理を行う責任があります。  
相続などで空き家を管理することになった場合は、定期的な点検を行いましょう!

### 月に1回程度の定期的な点検を

#### CHECK LIST

- 屋根・軒裏・外壁等が浮いたりはがれたりしていないか確認
- 1時間ほどすべての窓、収納扉を開放し換気扇を運転する
- 玄関や窓の立て付けの異常がないか確認
- ポストの中身の整理
- 給水・排水の不具合がないか、詰まりや臭いがないか確認



- 雨漏り、カビがないか確認
- 床が浮いたりはがれたり、傾きがないかなど確認
- 室内を簡単に掃除
- 玄関周り、敷地内を簡単に掃除
- 防臭・防虫のため1分ほど各蛇口を開き、排水口に水を流す
- 庭の草木が近隣に迷惑になっていないか確認し草刈りや庭木の手入れをする
- 冬は除雪  
屋根からの落雪で近隣に迷惑を  
かけないように確認



特に大雨や地震のあとは雨漏り・水漏れがないか、建物の傷みがないかを必ず確認しましょう。

北海道：『空き家』ガイドブックより

問い合わせ先：建設課 都市住宅グループ ☎82-4215

## 生活、仕事、家計など 困りごとの総合相談窓口 生活就労サポートセンターいぶり

「住むところに困っている」「どこに相談すれば」「仕事がなかなか決まらない」「子どものひきこもりに悩んでいる」「借金が多くて」「子どもの学習が心配」「生活費に困っている」など、相談に応じ必要な情報提供や助言をしています。北海道の委託事業で無料です。気軽に相談してください。相談は希望日時、場所にお伺いもしています。

相談者専用フリーダイヤル **0120-09-0783**

室蘭市中央町3-5-13 SK室蘭中央ビル6階 ☎0143-83-7355

開所：月曜～金曜 8時30分～17時30分

Mail:iburi-soudan@roukyou.gr.jp / LINE:iburi-soudanで検索